

# 名古屋市農業委員会 令和7年第10回総会 議事録

1 開催日時 令和7年10月20日（月） 開始：午後2時00分、終了：午後3時19分

2 開催場所 名古屋市役所西庁舎 12階 12A会議室

3 農業委員会出欠

定 数	16 人	在 任 数	16 人
定 足 数	8 人	出 席 数	14 人

別紙「委員出欠状況」のとおり

4 農地利用最適化推進委員会出欠

別紙「委員出欠状況」のとおり

5 事務局職員出席者(課長級以上)

事務局次長、農政課長、東部・緑農政課長、西部・守山農政課長、中川農政課長、港農政課長

6 その他の出席者（証人、参考人、職員等）

事務局職員（課長補佐級以下）6人

7 傍聴人 0人 他に 記者数 0人

8 進行

(1) 開会

(2) 議案審議

第59号議案 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について

第60号議案 農地法第5条の規定による所有権移転許可申請について

第61号議案 農地法第5条の規定による使用貸借権設定許可申請について

第62号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について

第63号議案 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

第64号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

第65号議案 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条の規定による承認について

第66号議案 地域農業経営基盤強化促進計画変更に関する意見聴取について

第67号議案 農用地利用集積等促進計画に関する意見聴取について

第68号議案 農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請について

(3) 議題

①農業委員会等に関する法律第38条における意見の提出について

(4) 報告

①農地転用届出等処理報告について

(5) その他

(6) 閉会

## 令和7年第10回総会 委員出欠状況

出席農業委員（14名）

1番	小 審 盛 夫 委員	2番	成 田 秋 義 委員
3番	山 口 幸 江 委員	4番	近 藤 正 俊 委員
5番	福 島 茂 俊 委員	6番	木 村 幸 廣 委員
		8番	箕 浦 基 伸 委員
9番	布 目 已 佐 子 委員	10番	二 村 新 一 委員
11番	横 井 昭 男 委員		
13番	清 水 久 一 委員	14番	安 井 勝 春 委員
15番	安 井 秀 樹 委員	16番	横 井 庸 一 郎 委員

出席農地利用最適化推進委員（11名）

17番	久 野 隆 博 委員	18番	山 口 儀 明 委員
19番	若 松 邦 義 委員	20番	石 田 正 彦 委員
21番	松 原 道 直 委員	22番	加 藤 新 一 委員
23番	安 井 正 敏 委員	24番	横 井 慎 一 委員
25番	木 村 正 男 委員	26番	神 野 貞 雄 委員
		28番	坂 野 嘉 紀 委員

令和 7 年第 10 回総会（令和 7 年 10 月 20 日）

開会（午後 2 時 00 分）

農政課長	<p>本日はお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまより令和 7 年第 10 回総会をはじめさせていただきます。</p> <p>会議に先立ちまして、ご連絡いたします。</p> <p>お手元の会議資料をご覧いただきたいと思うのですが、今回一部の方の会議資料につきまして、ページの綴じ方が向きを変えなきやいけない形でお送りしてしまいました。私どもの綴じの機械との設定ミスということで、皆様方にご迷惑をおかけして申し訳ございません。記載内容自体は間違いございませんので、大変恐縮ですが、都度都度向きを変えていただいてご覧いただけたらと存じます。次回以降きちんと確認して見やすい形でお届けしたいと思っておりますので、ご了承いただきたいと思っております。申し訳ございませんでした。</p> <p>それから議案資料の 41 ページから 47 ページの「第 69 号議案 都市農地の貸借の円滑化に関する法律第 4 条第 3 項の決定について」をご覧いただけますでしょうか。</p> <p>こちらにつきましては、議案発送後、申請者の都合により事業計画の認定申請が取り下げられ、名古屋市より審議の取消依頼がありましたので、総会の議案審議を取り下げさせていただきます。よろしくお願ひいたします。</p> <p>連絡事項は以上でございます。</p> <p>それでは、会長の議事進行により会議を進めていただきます。会長、よろしくお願ひいたします。</p>
議長（会長）	ただいまより、令和 7 年第 10 回総会を開会いたします。

本日は、大変お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。

それでは、本日の議案といたしまして、第 59 号議案「農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について」から、第 68 号議案「農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請について」までの 10 議案の審議を行います。また、議題を 1 件、報告事項を 1 件予定しております。議事の進行及び議案については、お手元配付の次第のとおりでございます。

限られた時間の中ではございますが、十分ご審議いただくようお願いいたします。

それでは、会議を進めさせていただきます。まず、本日の農業委員のご出席は 16 人中 14 人で、定足数を満たしておりますので、会議が有効に成立しておりますことをご報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員は 12 人中 11 人のご出席でございます。

次に、本日の議事録署名者は、氏名の 50 音順により、成田秋義委員及び福島茂俊委員の両委員にお願いいたします。

それでは、本日の議事に移りたいと思います。

まずははじめに、お願いがございます。総会での発言は、全て議事録に記録しております。発言される場合には、まず、挙手をし、私から指名を受けた上で、必ずマイクを使って発言して下さい。議事録を正しく作成するため、お手数ですがご協力をお願いいたします。

では、議案審議に入ります。

まず、はじめに、第 59 号議案、農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について審議を行います。

それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。受付番号 1-6 について、4 番、近藤委員、お願いいいたします。

近藤委員

受付番号 1-6 の農地について、福島茂俊委員と事務局職員で、10 月 2 日に、現地調査した結果を報告します。

本件、名東区高針荒田の 1 筆の農地はかつて譲受人の父が死亡した際、兄と 2 分の 1 ずつの共有で相続しましたが、10 年ほど前に兄が亡くなり譲渡人である甥が相続しました。ですが関東方面で就職していたため実際の耕作管理は譲受人がすべて行っていました。そして今回母が亡くなり、その相続手続きの一環で譲渡人から譲受人への親族間譲渡を希望され、単独所有とすることで営農規模を拡大することを希望して本申請がなされました。

なお、譲受人は隣接地の 1 筆を所有しており、申請地と合わせて 130 平米の農地として、全体を利用されております。

申請地を含む農地全体はカキ、イチジク、バンペイユが耕作管理されており肥培管理良好でした。

以上のことから、当該農地はこれまで適正に管理されており、これからも引き続き当該農地を適正に管理できるものと思われます。

また、譲受人は日進市に 3 か所農地を所有してみえますが、こちらも同じく肥培管理の状況は良好でした。

以上のことから、本件許可することに何ら問題はないと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいいたします。

議長（会長）	ありがとうございました。ただいまの報告について、何かご意見はございますか。
	特にないようです。それでは、第 59 号議案の案件については、許可してよろしいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 59 号議案の案件は、許可することいたします。
	次に、第 60 号議案、農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請について審議を行います。
	それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。受付番号 3-2 について、23 番、安井委員、お願いいいたします。
安井（正）委員	受付番号 3-2 の農地につきまして、横井委員及び事務局職員と現地を確認しましたので、結果をご報告いたします。
	本件は、譲受人が経営する自動車事業の駐車場としての利用目的で、譲渡人との間で、農地の所有権移転することにつき、許可を求めるものです。
	申請地の中川区水里三丁目の 1 番の畠は、現況すでに譲受人の自動車事業の駐車場として利用され、違反転用の状態です。
	申請にあたり、現地で譲渡人と経緯の聞き取りのため面談しました。
	譲渡人の申し出によれば、昭和 57 年ごろ祖父の代に、農地法の許可が必要であることを知らずに造成が行われ、平成 12 年ごろ父の代に、駐車場として、譲受人に貸し出されました。今回、譲受人との土地の売買にあたり確認すると、農地法の許可

を得ていないことが分かったとのことです。

まず、申請地は、街区の面積に占める宅地の割合の面積から、農地区分が第3種農地と判定されており、原則、農地転用が可能な農地です。

次に、申請地の周辺の状況は、東側・北側は田、南側・西側は道路です。雨水は、西側の道路の下水マスに排水されています。

また、現在の状況から、周辺農地へ土砂の流出などはなく、被害防除に配慮され、地域の農業に支障をきたすおそれはありません。

なお、農地転用に支障がない旨の富田町土地改良区の意見書が提出されています。

申請にあたっては、始末書が提出され、農地法の手続きを知らなかつたとはいえ、法令を遵守していなかつた経緯を確認しました。

本件につきましては、追認許可する事について、やむを得ないと考えております。

以上、ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長（会長）

ありがとうございました。ただいまの報告について、何かご意見はござりますか。

特にないようです。それでは、第60号議案の案件については、許可してよろしいか、お諮りいたします。

委員

異議なし。

議長（会長）

ご異議なしと認め、第 60 号議案の案件は、許可することいたします。

次に、第 61 号議案、農地法第 5 条の規定による使用貸借権設定許可申請について審議を行います。

それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。受付番号 3-1 について、23 番、安井委員、お願いいいたします。

安井（正）  
委員

受付番号 3-1 の農地につきまして、10 月 1 日に横井委員及び事務局職員と現地調査をいたしましたので、その結果をご報告いたします。

本件は、申請者の父親が所有する農地を借りて、分家住宅を建設するものです。

現在、借受人は賃貸住宅に居住していますが、子どもが生まれ、現在の住居では手狭になり、住宅の建築を考え、本家の周辺で土地を探しましたが適地がなく、父の所有地を紹介され、今回の申請に及んだものです。

申請地は従前、農用地区域でしたが、令和 6 年 9 月総会にて、農用地区域の除外について意見聴取を行い、「差し支えない」とのご意見をいただき、すでに白地の農地になっています。

申請地の、中川区福島三丁目の 1 筆の田は、稲作が行われており良好に管理されています。

まず、申請地は、蟹江駅の近くで第 2 種農地と判定されています。

次に、周辺の状況は、北側は宅地、東側は道路、西側・南側は田に接しています。周辺農地への被害防除には配慮されており宮田用水土地改良区と西福田土地改良区から転用に支障が

ないとの意見書が提出されています。

また、建設の資金も銀行から認められていることから、確実に転用されるものと考えられます。

以上、許可することに問題ないと考えておりますので、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長（会長）

ありがとうございました。次に、受付番号 4-3 について、14 番、安井委員、お願ひいたします。

安井（勝）  
委員

受付番号 4-3 につきまして、竹川推進委員及び事務局職員とで、10 月 3 日に調査した結果を報告します。

転用の内容は、分家住宅を建設するものです。使用借人は、中村区内の賃貸住宅に居住していますが、家族が増え、手狭になつたため、新居を建設するための土地を探していました。しかし、適当な土地が無く、申請者の父の土地に建築することとなり、申請に及んだものです。

申請に係る農地の港区小川三丁目の 1 筆は、農地区分が第 3 種農地で、転用許可をすることに問題ないと判断できる農地です。

申請地の現況は畑で、耕作準備中の状況でした。その周囲の状況は、南側は水路、東側及び北側は宅地、西側は畑であり、周辺農地への被害防除には配慮することです。

また、小川土地改良区の意見書があることや、資金調達に必要な資力・信用があること、住宅都市局開発指導課にも事前に相談していることから、当該転用事業が確実に遂行されるものと考えられます。

以上、調査の結果、許可をすることについて、問題ないと思

	いますので、よろしくご審議をお願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。ただいまの報告について、何かご意見はございますか。
横井（慎）委員	ちょっと一言聞きたかったんですけど、受付番号3-1の福島三丁目の件なんですが、鉄道鉄道って言って場所がはっきりわからんで、近鉄があるほうか、JRかどっちのほうか、ちょっとお聞きしたいです。
安井（正）委員	近鉄。
議長（会長）	よろしいですか。場所の確定ですね。その他ございませんか。
	他にないようです。それでは、第61号議案の案件については、許可してよろしいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第61号議案の案件は、許可することいたします。
	次に、第62号議案、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について審議を行います。
	それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。受付番号1-6について、1番、小鳩委員、お願いいいたします。
小鳩委員	受付番号1-6の農地について、山口儀明委員と事務局職員で、10月2日に、現地調査した結果を報告します。
	受付番号1-6の願い出の農地には、ナス、トウモロコシなどの夏野菜が栽培されていました。

お亡くなりになるまで、主たる従事者として、農地を良好に管理されていたことを確認しました。

以上につきまして、何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願ひいたします。

議長（会長） ありがとうございました。次に、受付番号 2-3 について、8番、箕浦委員、お願ひいたします。

箕浦委員 受付番号 2-3 の農地について、10月3日に若松委員及び事務局職員とで現地調査した結果を報告します。

申請地は畑で、ナス、オクラなどが作付けされていました。

主たる従事者がお亡くなりになるまでは、農地を良好に管理されていたことを確認いたしました。

何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願ひします。

議長（会長） ありがとうございました。次に、受付番号 2-4 について、6番、木村委員、お願ひいたします。

木村（幸） 委員 受付番号 2-4 の農地について、10月2日に石田委員及び事務局職員とで現地調査した結果を報告します。

申請地は田と畑で、田は水稻が、畑はサツマイモ、ミカンなどが作付けされていました。

申請者ご自身が体調を崩されるまでは、主たる従事者として農地を良好に管理されていたことを確認いたしました。

何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願ひします。

議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号2-5について、19番、若松委員、お願いいいたします。
若松委員	受付番号2-5の農地について、10月3日に箕浦委員及び事務局職員とで現地調査した結果を報告します。
	申請地はすべて田で、水稻が作付けされていました。
	主たる従事者がお亡くなりになるまでは、農地を良好に管理されていたことを確認いたしました。
	何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号4-3について、15番、安井委員、お願いいいたします。
安井（秀）委員	受付番号4-3につきまして、神野推進委員及び事務局職員とで、10月3日に調査した結果を報告します。
	本件申請は、願出者が、生産緑地の港区宝神二丁目はじめ2筆の主たる従事者であることにつき、証明を願い出たものです。
	主たる従事者が故障により、農作業が不可能になったことについては、事務局が医師の診断書と本人との面談により確認しております。
	なお、本件願い出に係る生産緑地の現況につきまして、調査した結果、畑で、耕作準備中の状況であることを確認しました。
	これらの事実から、本件申請につきましては、願い出のとおり証明することに、問題はないと思います。よろしくご審議を

お願いいいたします。

議長（会長）

ありがとうございました。ただいまご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。

特にないようです。それでは、第 62 号議案の案件については、証明してよろしいか、お諮りいたします。

委員

異議なし。

議長（会長）

ご異議なしと認め、第 62 号議案の案件は証明することいたします。

次に、第 63 号議案、相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について審議を行います。

本議案には、松原道直委員ご本人に関する案件が含まれております。農業委員会等に関する法律第 31 条及び名古屋市農業委員会総会会議規則第 12 条に規定する「議事参与の制限」のため松原道直委員におかれましては本案件についてのご発言を控えていただきますようお願いいいたします。

それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。受付番号 1-22 について、1 番、小鳩委員、お願いいいたします。

小鳩委員

受付番号 1-22 の農地について、山口儀明委員と事務局職員で、10 月 2 日に、現地調査した結果を報告します。

受付番号 1-22 の願い出の農地には、ミカンやカキなどが栽培され、肥培管理良好でした。

また、願出者が自ら農業経営を行っていることを確認しております。

以上、問題ないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いします。

議長（会長） ありがとうございました。次に、受付番号 1-23 について、5 番、福島委員、お願いいいたします。

福島委員 受付番号 1-23 農地について、近藤正俊委員と事務局職員で、10 月 2 日に、現地調査した結果を報告します。

申請地の、池場四丁目の 1 筆において、ミカンやカキが栽培されていました。

池場四丁目の 1 筆において、ナス、ピーマン、ブロッコリーが栽培されていました。

いずれも肥培管理良好に管理されていました。

また、願出者が自ら農業経営を行っていることを確認しております。

以上、問題ないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いします。

議長（会長） ありがとうございました。次に、受付番号 1-24 及び 1-25 について、18 番、山口委員、お願いいいたします。

山口（儀） 委員 受付番号 1-24 及び 1-25 の農地について、小鳩盛夫委員と事務局職員で、10 月 2 日に、現地調査した結果を報告します。

申請地の緑区桶狭間神明の 2 筆は、ご兄弟で共有されています。

受付番号 1-24 と 1-25 の願い出の農地には、一体でクリやカキなどが栽培され、いずれも肥培管理良好でした。

また、願出者が自ら農業経営を行っていることを確認しております。

以上、問題ないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いします。

議長（会長）

ありがとうございます。次に、受付番号 1-26 について、17 番、久野委員、お願いいいたします。

久野委員

受付番号 1-26 の農地について、山口幸江委員と事務局職員で、10 月 3 日に、現地調査した結果を報告します。

受付番号 1-26 の願い出の農地には、ブドウ、カキ、イチジク、野菜などが栽培され、肥培管理良好でした。

また、願出者が自ら農業経営を行っていることを確認しております。

以上、問題ないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いします。

議長（会長）

ありがとうございます。次に、受付番号 2-13 について、6 番、木村委員、お願いいいたします。

木村（幸）  
委員

受付番号 2-13 について、10 月 2 日に石田委員及び事務局職員とで現地調査した結果を報告します。

申請地はすべて田で、水稻が作付けされていました。

願出者が引き続き農業経営を行っていることを確認し、何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いします。

議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 2-14 について、川本委員がお休みなので西部・守山農政課長に、お願いいいたします。
西部・守山農政課長	受付番号 2-14 について、10月6日に川本委員、箕浦委員及び事務局職員と現地調査した結果を報告します。
	申請地は上志段味特定土地区画整理の1筆に畠として仮換地されており、現在は作止め中ですが、区画整理前までは願出者が農業経営を行っていることを確認いたしました。
	何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 2-15 について、6番、木村委員、お願いいいたします。
木村（幸）委員	受付番号 2-15 について、10月2日に石田委員及び事務局職員とで現地調査した結果を報告します。
	申請地はすべて畠で、オクラ、ナスなどが作付けされていました。
	願出者が引き続き農業経営を行っていることを確認し、何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 2-16 から 2-18 について、8番、箕浦委員、お願いいいたします。
箕浦委員	受付番号 2-16 から 2-18 について、10月3日に若松委員及び事務局職員とで現地調査した結果を報告します。
	受付番号 2-16 の申請地はすべて畠で、ミカン、ネギなどが

作付けされていました。

受付番号 2-17 の申請地は田と畑で、田は水稻が、畑はサツマイモが作付けされていました。

受付番号 2-18 の申請地は田と畑で、田は水稻が、畑はビワ、サツマイモなどが作付けされていました。

願出者が引き続き農業経営を行っていることを確認し、何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願ひします。

議長（会長） ありがとうございました。次に、受付番号 3-7 について、11番、横井委員、お願ひいたします。

横井（昭） 委員 受付番号 3-7 の農地につきまして、10月1日に安井委員及び事務局職員と現地調査をいたしましたので、結果をご報告いたします。

受付番号 3-7 の中川区江松四丁目の 2 筆の田は、水稻が作付けされていました。

中川区江松三丁目の 1 筆、江松四丁目の 1 筆の畑は 2 筆とも耕作準備中であり、いずれも良好に管理されていました。

以上、証明することにつき、問題はないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

議長（会長） ありがとうございました。次に、受付番号 3-8 から 3-10 について、22 番、加藤委員、お願ひいたします。

加藤委員 受付番号 3-8 から 3-10 の農地につきまして、10月2日に布目委員及び事務局職員とで現地調査をいたしましたので、結果をご報告いたします。

受付番号 3-8 の長須賀二丁目の 1 筆の畠は、トウモロコシ、サトイモが作付けされ、良好に管理されていました。

受付番号 3-9 の中川区富田町大字千音寺字十六割の 1 筆の田、中川区富田町大字千音寺字稻屋の 1 筆の田は、いずれも区画整理中で作止め中でした。

受付番号 3-10 の中川区東起町 1 丁目の 1 筆の田は、水稻が、中川区東起町 1 丁目の 1 筆の畠は、ナスが、中川区高杉町の 2 筆の畠は、サツマイモが、中川区高杉町の 1 筆の畠は、ナス、キュウリ、サトイモ等が作付けされており、いずれも良好に管理されていました。

以上、証明することにつき、問題はないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

議長（会長）

ありがとうございました。次に、受付番号 4-8 について、14 番、安井委員、お願いいいたします。

安井（勝）  
委員

受付番号 4-8 につきまして、竹川委員及び事務局職員とで、10 月 3 日に調査した結果を報告します。

証明願い出の農地、港区協和二丁目はじめ 9 筆は田で、水稻が作付けされており、農地として良好に管理されていました。

また、この土地の所有者が、農業経営してきたことは、申請時に事務局において確認しています。

以上、調査の結果、願い出のとおり証明することについて、問題はないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

議長（会長）

ありがとうございました。ただいまご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。

特にないようです。それでは、第 63 号議案の案件については、証明してよろしいか、お諮りいたします。

委員 異議なし。

議長（会長） ご異議なしと認め、第 63 号議案の案件は証明することいたします。

次に、第 64 号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明について審議を行います。

それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。受付番号 4-1 について、13 番、清水委員、お願いいいたします。

清水委員 受付番号 4-1 につきまして、坂野推進委員及び事務局職員とで、10 月 2 日に調査した結果を報告します。

本件申請は、「相続税の納税猶予の適用」を受けようとする願出者が、納税猶予の適用を希望する港区藤前一丁目はじめ 3 筆の農地について、租税特別措置法施行令の定める基準を満たす適格者である事につき、証明を願い出たものです。

申請地はすべて畑で、ダイコン、ニンジン、ウリ、サツマイモ等が作付けされ、農地として良好に管理されておりました。

また、願出者は、被相続人が亡くなられた後、当該農地を自ら営農しており、今後も引き続き営農を行う見込みであることにつきましても確認しております。

以上、調査の結果、適格者として証明することに問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

議長（会長） ありがとうございました。ただいまご報告いただきました

が、何かご意見はござりますか。

特にないようです。それでは、第 64 号議案の案件については、証明してよろしいか、お諮りいたします。

委員 異議なし。

議長（会長） ご異議なしと認め、第 64 号議案の案件は証明いたします。

次に、第 65 号議案、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第 3 条の規定による承認について審議を行います。

いわゆる特定農地貸付法は、市民農園の一種である「区画貸し農園」が一定の要件を満たした形で行われる場合には、「特定農地貸付け」として、農地法第 3 条の規制の対象外とすることを定めています。配付資料の①をご覧ください。

この中で、農業委員会が審査する事項は、この市民農園の貸付規程が、表の左側の要件に該当するかどうかであります。

また、申請者の貸付規程の内容については、表の右側に記載してあります。

それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。第 65 号議案について、14 番、安井委員お願いいたします。

安井（勝） 委員 本件は市民農園を開設するというものでございます。

本件につきまして、竹川推進委員及び事務局職員とで、10 月 3 日に調査した結果を報告します。

申請の農地、港区小川三丁目はじめ 2 筆は畑で、いずれも耕作準備中でした。

それでは、配布資料①について、ご説明します。

第1号の「位置及び規模」についてですが、申請地周辺は農地であるものの、集団的な農業を分断しないような位置にあり、周辺農地に影響を及ぼすことのない適切な位置にあります。規模も他の市民農園と比較して、妥当なものと思われます。

なお、申請地は地域計画の区域内ですが、農業を担う者は位置付けられておりません。

次に、第2号「募集及び選考の方法」ですが、開設者の規程によりますと、広報誌に掲載するほか、新聞折込みチラシや、ホームページ掲載などにより広く公募し、先着順に決定することと定められており、公平かつ適正なものと認められます。

次に、第3号「貸付期間その他の条件等」についても、同規程において、貸付期間は5年を超えない範囲とするなどの利用条件が定められており、適正なものと認められます。

また、管理人を設置できることも定められ、農地の見回り、栽培指導等をすることにより、利用者による農地の適切な利用を確保しています。

最後に、第4号になりますが、申請地には、小作権など所有権以外の権原に基づいて耕作するものがいないことを確認しております。

以上、第1号から第4号の要件を満たしており、市民農園として農地を貸し付けることについて、問題が無いと思われますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長（会長） ありがとうございました。ただいまご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。

特にないようです。それでは、第 65 号議案の案件については、承認してよろしいか、お諮りいたします。

委員 異議なし。

議長（会長） ご異議なしと認め、第 65 号議案の案件は承認いたします。

次に、第 66 号議案「地域農業経営基盤強化促進計画変更に関する意見聴取」について審議を行います。

本議案について、事務局から説明をお願いします。

それでは、第 66 号議案について、事務局より説明をお願いします。

課長補佐 それでは、第 66 号議案、地域農業経営基盤強化促進計画、いわゆる地域計画変更に関する意見聴取について、ご説明いたします。

議案資料 16 ページをお開き下さい。

本議案は、令和 7 年 3 月末に策定した地域計画において、その計画の変更を行うため、名古屋市から農業委員会に対して意見聴取があったものです。なお、今回の意見聴取は、地域計画変更に係る協議の場の開催を兼ねるものでございます。

議案資料 17 ページ及び配付資料②地域計画（目標地図）の変更（新旧対照）をご覧ください。

今回、地域計画を変更する地域は、17 ページの「1 地域名」に掲げる港区の 6 地域でございます。

「2 変更箇所」について、恐れ入りますが、18 ページ、19

ページをお開きください。

18 ページの表中の各地域の田について、農地所有者から新たに担い手に農地を貸し出したいという申し出があったため、地域計画に定める目標地図に「担い手」の位置付けを行うとともにです。また、19 ページをご覧ください。

表中に各地域の田について、農地所有者の意向により、農地法第 18 条第 1 項第 2 号の規定に基づく賃貸借の合意解約があり、「担い手」の位置付けを外し、「今後検討等」に変更するものです。

なお、目標地図の具体的な変更箇所は、配布資料②の各ページの右側の地図に、赤枠で囲んだ筆で表示しております。

今回の各農地について、目標地図の担い手に位置付ける変更は、担い手への集積を促進し、地域計画区域の農用地の効率的かつ総合的な利用に資するものであると考えられます。また、合意解約による変更についても、個人の権利に起因した意向を反映するものであり、受け手である担い手も貸借の解除について合意しているため、地域計画の達成に支障を生ずるものではないと思われますので、今回の変更は問題がないと考えられます。

説明は以上でございます。

議長（会長）

ありがとうございました。ただいまご説明いただきましたが、何かご意見はございますか。

特にないようです。それではここで、第 66 号議案の議決の案を読み上げさせていただきます。16 ページをご覧ください。

農業経営基盤強化促進法第 19 条第 6 項の規定により、名古屋市が地域農業経営基盤強化促進計画（以下「地域計画」とい

う。)を変更するにあたり、名古屋市長から「地域農業経営基盤強化促進計画(地域計画)変更に関する意見の聴取について(依頼)」により意見聴取があつたことについては、変更して差し支えない。

理由としましては、当該地域計画変更は、地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められるため、です。

それでは、第66号議案について、案のとおり回答してよろしいか、お諮りいたします。

委員 異議なし。

議長(会長) ご異議なしと認め、第66号議案につきましては、案のとおり名古屋市長あて回答いたします。

次に、第67号議案、農用地利用集積等促進計画に関する意見聴取について審議を行います。

審議のポイントとして、配付資料③と④をお配りしておりますので、ご覧ください。

それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。23~26ページの農用地利用集積等促進計画案の第2号及び3号について、14番、安井委員、お願ひいたします。

安井(勝) 委員 総会議案23ページ「農用地利用集積等促進計画(案)」の令和7年度第2号をご覧ください。

本議案は、先ほど第66号議案で議決した地域農業経営基盤強化促進計画、すなわち地域計画の変更において、担い手を位置付ける農地について、実際に利用権設定を行うため、名古屋市が農用地利用集積等促進計画の案を作成し、当該計画の案について名古屋市長から農業委員会に対して意見聴取があつた

ものです。

毎年例年どおり、何件かの中間管理機構を介して農地の貸付けが出てくるわけですけども、今回も先ほどの 8 名の方が出てきております。

本件は、港区南陽地域において貸借の申し出のあった農用地 20 筆、16,700 平方メートルを、当該計画案に基づき、地域計画の担い手に利用権を設定し、集積するものです。

配布資料③審議のポイントをご覧ください。

申請地は地域計画区域内の農用地のため、当該計画案が「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項各号」の必要な要件を満たし、適切に作成されているかがポイントとなります。

上段の表をご覧ください。まず第 1 号の要件として、当該計画案の内容が農地中間管理事業規程に適合するかです。

今回の利用権の設定を受ける者は、さきほど申し上げたとおり、申請地の地域計画に位置付けられた担い手に該当します。

続きまして、下段の表に記載した第 2 号から 5 号の要件についてです。

受け手は、農用地の全てを効率的に利用し、耕作の事業を行うと見込まれ、また農用地の貸借については所有権者等及び受け手の同意が得られているため、すべての要件を満たしております。

以上、問題ないと思いますのでよろしくお願ひいたします。

次に、総会議案 26 ページ「農用地利用集積等促進計画（案）」

の令和7年度第3号をご覧ください。

本件は、受け手が申請地にすでに設置してある「農作物高度化施設」、いわゆる「コンクリ農地」及び農業施設を利用し、菌床シイタケを栽培するため、土地の所有者との間で合意に至り、申請がなされたものです。

配布資料④をご覧ください。

先ほどと同様に、申請地は地域計画区域内の農用地のため、当該計画案が「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号」の必要な要件を満たし、適切に作成されているかがポイントとなります。

上段の表をご覧ください。まず第1号の要件として、当該計画案の内容が農地中間管理事業規程に適合するかです。

今回の受け手は、地域計画の目標地図に位置付けのない一般法人ですが、貸借期間が3年間であり、農業を担う者に貸し付けるまでの一時的な貸付けであるため、③の項目に該当します。

続いて、下段の表に記載した第2号から5号の要件についてです。

申請地は今までシイタケを作っておりますし、その施設をそのまま使って行うものですので、菌床シイタケの栽培のための設備はずいぶん残っております。現在、受け手が耕作している農地はありませんが、菌床シイタケ栽培については、菌床の仕入れや支払い、事業のマーケティング・マネジメント等を行い、菌床シイタケの農作業については、すでに港区の高度化施設で菌床シイタケ栽培を行っている会社が行うといった計画が示されており、申請地についても適正に耕作されると見込まれます。

また、受け手の代表者及び役員の2名は、週に1回農地に来て、作業等を行うため、作業には常時従事しませんが、表の3号イ・ロに記載のとおり、地元の話し合い活動があれば積極的に参加し、また先ほど説明したとおり農業事業のマーケティング・マネジメントとして180日常時従事することです。

また、所有者と借り手との間で合意した上で申請のため、各要件を満たしております。

なお、申請地にある農作物高度化施設に伴う農地法第43条の届出もすでに提出していただき、受理しております。

借受人は、もともと当該農地で菌床シイタケ栽培を行うため、農業事業を行う法人として会社を設立しました。事情によりこれまで菌床シイタケ栽培に携わることができませんでしたが、今般、所有者や施設設置者との協議を経て、当該農地で利用権設定するための合意に至りました。

当該施設を利用し、年間を通じて安定的な菌床シイタケの栽培を目指し、今後は全国展開や直売も実施したい旨の計画が示されており、申し出の農地を効率的に利用する意欲あるものと思われます。

以上により、当該計画案第2号及び第3号は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の必要な要件を満たし、適切に作成されており、何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長（会長）

ありがとうございました。ただいまご説明いただきましたが、何かご意見はございますか。

特にないようです。それではここで、第67号議案の議決の案を読み上げさせていただきます。22ページをご覧ください。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、名古屋市長から意見聴取があった農用地利用集積等促進計画（案）については、適切に作成されている。

理由としましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の必要な要件に適合しているため、です。

それでは、第67号議案について、案のとおり回答してよろしいか、お諮りいたします。

委員 異議なし。

議長（会長） ご異議なしと認め、第67号議案につきましては、案のとおり名古屋市長あて回答いたします。

次に、第68号議案、農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請について審議を行います。

審議のポイントとして、配付資料⑤をお配りしておりますので、ご覧ください。

それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。34ページの農用地利用集積等促進計画案の第4号について、14番、安井委員、お願ひいたします。

安井（勝） 委員 本議案は地域計画区域外の農地において、農用地利用集積計画等促進計画を作成し、利用権を設定するものです。

まず、総会資料38ページの参考条文の下線部分をご覧ください。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11号において、「農業委員会は、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るために必要があると認めるときは、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを農地中間管理機構に対し要請す

することができる」と規定されております。

よって、本議案では、名古屋市農業委員会が農用地利用集積等促進計画の案を作成し、当該計画の案について名古屋市に意見聴取した後、当該計画を定めることを農地中間管理機構に要請することを決定するものです。

総会議案 34 ページ「農用地利用集積等促進計画（案）」の令和 7 年度第 4 号をご覧ください。

本件は、先ほどご審議いただきました第 67 号議案と同じく、港区南陽地域において貸借の申し出のあった農地のうち、地域計画区域外の農地 2 筆、1,092 平方メートルについて、当該計画案に基づき、利用権設定するものです。

配布資料⑤審議のポイントをご覧ください。

まず、「農用地利用集積等促進計画案」が適切に作成されているか否かは、同法第 18 条第 5 項各号の要件に該当するか否かがポイントとなります。

上段の表をご覧ください。

まず第 1 号の要件として、当該計画案の内容が農地中間管理事業規程に適合するかです。

農地中間管理事業規程では、地域計画区域外の農地の受け手を選定する際に「貸付先決定ルール」が定められており、そのルールに沿って受け手を選定する必要があります。「規模拡大又は経営耕地の分散錯囲の解消に資する」はじめ 4 項目ありますが、③の非該当事項以外、すべてに適合しております。

続きまして、下段の表に記載した第 2 号から 5 号の要件についてです。

受け手は、農用地の全てを効率的に利用し、耕作の事業を行うと見込まれ、また農用地の貸借については所有権者等及び受け手の同意が得られているため、すべての要件を満たしております。

以上により、本計画案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の必要な要件に適合し、地域計画区域外の農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るために必要があると認められるため、何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願ひいたします。

議長（会長）

ありがとうございました。ただいまご説明いただきましたが、何かご意見はございますか。

松原委員

34 ページの部分と 23 ページの部分で、農業従事日数が 2600 日で、従事者 13 人、農機具も同じですけども、一方 23 ページは 16,700 平米、34 ページは 1,092 平米で、作業はどうしてこうも 2600 日、13 人で、1,092 平米ですから 300 坪ぐらいですかね、違うのは何かあるんですかね。

2600 日で 13 人もいるのかなと思って、疑問に思いましたけども。

課長補佐

事務局から回答させていただきます。

23 ページと 34 ページの設定する利用権の面積の部分ってことでよろしいですよね。23 ページが 16,700 平米で、34 ページが 1,092 平米。これの違いということでございますよね。

実は先ほど安井勝春委員からもご説明ありましたが、まず地域計画自体のご説明をさせていただきます。配付資料②をご覧いただいてもよろしいでしょうか。

1 ページめくって地図が何種類かあると思うんですけども、地域計画を作った時に区域内の農地ということで、ここは灰色も含めて色を塗ってる農地があるんですけども、実はこの地域の中にも青地じやない農地、いわゆる白地農地があり、地域計画区域外の農地として色を塗っておりません。23 ページ第 67 号議案の農地については、色を塗ってある農地の色塗りを変えるというもので、34 ページ第 68 号議案の農地は、そもそも色が塗ってない、地域計画区域外の農地でございます。色を塗ってる農地の変更が今回 16,700 平米、色が塗ってないところの農地の変更が今回 1,092 平米であり、あくまで今回それぞれの農地の権利設定に伴う農地の面積の説明なので、権利設定の対象となる農地面積だけ違うという記載になっております。

議長（会長）

結局、会社自体は同じなんですよね。会社自体が同じなので、面積が違うだけで会社の規模としてはその人たちが従事するということですね。

課長補佐

経営状況については、両議案とも 5 の「利用権の設定を受ける者の農業経営の状況」に同じ内容が書いてあります。利用権を設定する時点の会社の経営規模となります。

議長（会長）

よろしいですか。

他の方。

横井（慎）  
委員

今の件でいい、ちょっと。

これはひとつひとつ違う所ですね、実際には。

平米が違って農作業の従事の状況が一緒ということは、ちょっとと考えられんのだけど。書き方がちょっとまずいんじゃないですか、そういうことない。

課長補佐	今後その農地に対してこうやって耕作しますと記載してあるのではなく、その会社の経営状況を記載しております、現在この会社が、193.23 ヘクタールを 13 人で計 2600 日耕作しているということです。また、農機具も記載のあるとおり所持していると、会社の農業に対する体制を記載しております。
横井（慎）委員	じゃあ先ほどと一緒にのうに、これだけの 1 枚の書類として見るとちょっとおかしいわね。一緒に出すならいいんだけど。1 枚ずつだったらちょっとおかしいわね。
課長補佐	1 枚ずつ出しているのが、先ほどもご説明させていただいたとおり、地域計画の区域内については中間管理機構が能動的に権利の設定の計画を作るということになっておりますが、地域計画範囲外、透明になっているようなところの農地については、農業委員会が要請を行って、要請に基づいて中間管理機構が権利の設定の計画を作るという法律となっておりますので、地域計画の区域内、区域外で違う計画の立てつけにしないと法律上できないものですから、本来だったら同一の議案のほうがわかりやすいんですけども、法律上できないため、ご了承ください。
議長（会長）	よろしいですか。他はございませんか。
	他にないようです。それではここで、第 68 号議案の議決の案を読み上げさせていただきます。33 ページをご覧ください。
	農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定に基づき、次のとおり農用地利用集積等促進計画（以下「計画」という。）案を作成し、名古屋市に意見聴取するとともに、当該計画を定めることを農地中間管理機構に要請します。
	理由としましては、当該計画案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の必要な要件に適合し、地域計画区域外の農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るため

に必要があると認められるため、です。

それでは、第 68 号議案について、案のとおり要請していいか、お諮りいたします。

委員 異議なし。

議長（会長） ご異議なしと認め、第 68 号議案につきましては、案のとおり名古屋市長あて意見聴取を行うとともに、農地中間管理機構に要請いたします。

本日予定しました議案は以上でございます。

続きまして、議題に移ります。

議題 1「農業委員会等に関する法律第 38 条における意見の提出について」でございます。

皆様のご協力により 8 月に、予定していたすべての関係機関に意見書を提出させていただきました。

ありがとうございました。

それでは、事務局より議題 1 の説明をお願いします。

課長補佐 それでは、議題 1「農業委員会等に関する法律第 38 条における意見の提出について」ご説明いたします。

左上に議題 1 とあります資料の裏面の参照条文をご覧ください。

参照条文にありますとおり、意見書の提出については、農業委員会等に関する法律の第 38 条を根拠として行うものです。

議題 1 の表面にお戻りください。

名古屋市農業委員会は、今年度、7月17日に名古屋市長へ意見書を提出いたしました。その意見書に対する対応状況について、現在名古屋市が回答を作成中でございます。名古屋市からの回答の受領後、今後の意見書について、検討を行う必要があるため、みなさまにお諮りするものです。

意見書の検討にあたっては、昨年度と同様に、運営委員と各地区より1名ずつ委員を選出いただき、さらに中立委員も参加する計9名の拡大運営委員会において、進めたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

議長（会長） ありがとうございました。ただいまご説明いただきましたが、何かご意見はございますか。

特にないようです。それでは、本議題につきまして、案のとおり決定してよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

議長（会長） ご異議なしと認め、案のとおり決定するものとします。

各地区において、意見書の検討委員の選出をお願いいたします。

続きまして、報告に移ります。

報告（1）「農地転用届出等処理報告」について事務局、お願いいたします。

農政課長 それでは、令和7年9月2日から令和7年9月30日までに、名古屋市農業委員会事務局長以下代決規程に基づき、事務局が処理した案件につきまして、ご報告させていただきます。

まず、1 ページから 10 ページにかけまして、農地法第 3 条の 3 の規定による届出が 21 件

続いて、11 ページから 20 ページにかけまして、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出が 28 件

続いて、21 ページから 45 ページにかけまして、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出のうち所有権移転に係るものが 71 件

続いて、46 ページから 47 ページにかけまして、同じく、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出のうち賃借権設定に係るものが 4 件

続いて、48 ページから 49 ページにかけまして、同じく、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出のうち使用貸借権設定に係るものが 5 件

続いて、50 ページですが、農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知が 1 件

続いて、51 ページですが、引き続き特定貸付けを行っている旨の証明願が 1 件

続いて、52 ページですが、農地の競売・公売に関する買受適格者証明が 4 件

続いて、53 ページから 54 ページにかけまして、転用届出に係る訂正願が 4 件

続いて、55 ページですが、農地の転用事実に関する照会が 1 件

	続いて、56 ページですが、農地法第 43 条第 1 項の規定による届出が 1 件
	それぞれ受理いたしております。報告は、以上でございます。
議長（会長）	ただいまの報告で、何かご質問等はございますか。
	特ないようです。
	報告については、以上でございますが、その他事務局から、何かありますでしょうか。
課長補佐	事務局から 1 点事務連絡がございます。
	先月の総会でお知らせいたしました、10 月 29 日の現地調査につきまして、改めてご案内いたします。
	当日は、愛知県自治センター西側に 9 時 10 分までにお集まりいただきますようお願いします。また、当日急遽欠席される方は 8 時 45 分までに都市農業課にご連絡ください。
	事務連絡については以上でございます。
議長（会長）	10 月 29 日よろしくお願ひいたします。
	その他、何かありますでしょうか。
	特ないようです。
	それでは、以上をもちまして、令和 7 年第 10 回総会を閉会いたします。議事進行にご協力いただきましてありがとうございました。

閉会（午後 3 時 19 分）